

# 令和3年度 第1回 津有区地域協議会 次 第

日時：令和3年4月26日(月) 午後6時30分～  
会場：津有地区公民館 大会議室

延べ1時間

## 1 開 会

【2分】

## 2 議 題

(1) 協議事項 【55分】

① 令和3年度地域活動支援事業について

② 自主的審議について

③ 年間スケジュールについて

## 3 その他

(1) 次回開催日の確認等 【3分】

- 日時 : 5月24日(月) 午後6時30分から
- 開場 : 津有地区公民館 大会議室
- 内容(案) : 地域活動支援事業について(ヒアリング)

(2) その他

## 4 閉 会

## 令和 3 年度地域活動支援事業 採択決定までのスケジュール【津有区】(案)

※委員の作業を太字で表記

工程	日程	作業内容	所要時間
事業提案書の受付	4月1日(木) ～4月23日(金)	・提案書の受付	23日間
第1回地域協議会	4月26日(月)	・審査スケジュールの決定 ・提案状況の確認	—
提案書の送付	5月7日(金)頃	—	—
提案書の確認	5月8日(土)頃～	・提案内容を把握 ・疑問点や質問内容を検討	1週間程度
第2回地域協議会 (ヒアリング)	<u>5月24日(月)</u>	・全事業についてヒアリング を実施	ヒアリングは1事業 あたり10分程度 (概要説明4分、質疑 応答5分)
採点	—	・採点票に沿って採点	1週間程度
採点票の提出	<u>提出期限</u> <u>6月3日(木)まで</u>	・採点票を事務局へ提出	—
採点票の集計	—	・採点票を集計	1週間程度
採点結果一覧の送付	6月上旬	・採点結果一覧を発送	—
採点結果の確認	—	・採点結果を把握	1週間程度
第3回地域協議会 (採択事業の決定)	<u>6月14日(月)</u>	・採点結果を基に審査・採択	—

令和3年度

参考資料 1

# 地域活動支援事業 応募の手引き(津有区)

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

## ● 募集期間

**4月1日(木)から4月23日(金)まで**

郵送の場合は、  
4月23日の消印まで有効

※ 土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

## ● 津有区で募集する取組(募集テーマ)

津有区では、住民の皆さんが行う「身近な地域の課題解決や活力向上」のために  
行うまちづくり活動で、次のテーマに沿った取組を特に募集します。

- 子どもを産み育てる環境整備に役立つもの
- 高齢者が安心して暮らせる環境整備に役立つもの
- 住民の健康・福祉増進、子育て、青少年健全育成に役立つもの
- 地域コミュニティ活動の推進が期待できるもの
- 津有区の自然や産業を活かし、地域の活性化に役立つもの
- 地域の観光・文化施設や史跡などのPRに役立つもの
- 地域の環境保全、景観美化に役立つもの
- 住民の安全・安心確保が期待できるもの

委員の想いが詰まった  
8つのテーマ!!



## ● 補助金の額など

津有区の予算(配分額)：**590万円**

補助率：10/10(100%)以内 補助下限額：5万円(5万円以上の事業が対象)

補助希望額の総額が予算(配分額)に満たない場合でも、審査により減額する場合があります。

- ・ 補助金額は、津有区の予算(配分額)の範囲内で決定します。
- ・ 補助金額は、千円単位です。(千円未満の事業費は、応募団体等の負担となります。)
- ・ 提案事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。

※ 当初募集の審査で配分残額が生じた場合でも、追加募集は実施しません。

## ● 実施方法

### ★事業の内容

団体等が主体的に取り組む「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のための活動（＝事業）のうち、所定の審査を通過したものに対し、市が補助金を交付します。（活動の種類や分野は問いません。）

### ★提案できる人

5人以上で構成し、市内で活動する法人または団体の皆さんです（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く）。新しく立ち上げた団体等も対象となります。

### ★事業の実施期間

令和4年3月31日まで（経費の支払い、実績報告書の提出を含む）

【ご注意ください!!】 次のような事業は対象外です。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業  
（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## ● 支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

【ご注意ください!!】 次のような経費は対象外です。

- ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
- ② 提案団体等の運営に要する経費（人件費・事務所の家賃等）
- ③ 提案団体の構成員が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇親会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
- ④ 会議の時のお茶代・菓子代
- ⑤ 金券等（商品券・サービス券等）の発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
- ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費



※ 地域活動支援事業は、市民の皆さんが自ら補助金の使い道を考え、活動することを通じて、市民の皆さんに「自治」や「地域づくり」について考えていただく機会でもあります。

※ この趣旨を踏まえ、地域協議会では、地域の課題や目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの思いを採択方針や事業の審査に反映することとしています。

## ● 提案事業の審査

- ✓ 提案事業の審査は津有区地域協議会が行い、その結果を踏まえて市が補助を行います。
- ✓ 提案事業を実施する意義や活動の内容を正しく理解し審査するため、全ての事業について、疑問点などをお聞きする『ヒアリング』を行います。（日程等は別途ご案内します。）なお、土木工事など提案内容によっては、現場での説明をお願いする場合があります。
- ✓ 審査は、次の3つの視点に基づいて行いますので、これらを考慮の上、提案してください。



### 1つ目の視点 … 基本審査

基本審査とは、提案事業が地域活動支援事業の目的と合致しているか(地域課題の解決や地域活性化につながるか)を確認します。



### 2つ目の視点 … 津有区の採択方針

採択方針とは、地域自治区が抱える地域課題等に応じて、どのようなテーマの事業を実現すべきか、その方針を明らかにしたものです。津有区で募集する取組は、1ページの【津有区で募集する取組（募集テーマ）】で確認してください。



### 3つ目の視点 … 共通審査基準

- ・ 共通審査基準とは、全市共通の項目と視点による審査です。
- ・ 項目及び配点は下記のとおりです。

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか</li> <li>・ 全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>	5点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか</li> <li>・ 地域の実情や住民要望に対応したものか</li> <li>・ 緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ ほかの方法で代替できないものであるか</li> <li>・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか</li> </ul>	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・ 資金調達規模や時期に無理はないか</li> </ul>	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか</li> <li>・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか</li> <li>・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか</li> </ul>	5点

## ● 応募方法

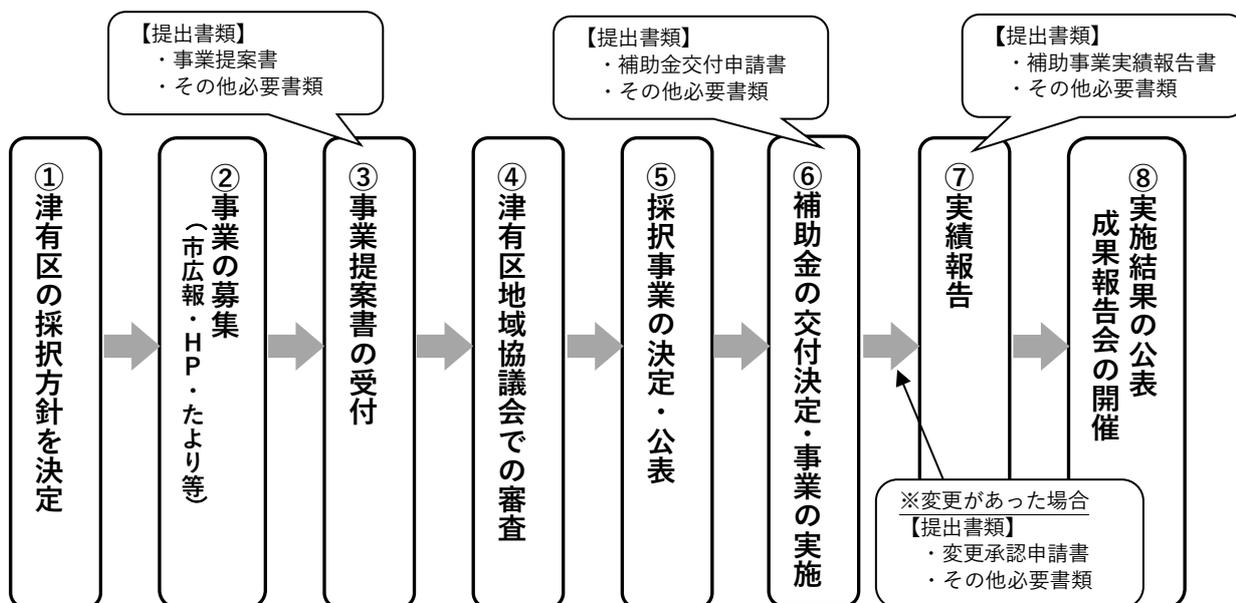
所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**資料（団体の規約、見積書<sup>※1</sup>、図面など）**と合わせて、中部まちづくりセンターに郵送<sup>※2</sup>（4月23日の消印まで有効）または持参等で提出してください。

- ・応募に当たっては、「令和3年度地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。（応募に必要な様式及びQ&Aは、まちづくりセンターの窓口で配布するほか、市のホームページからダウンロードすることができます。）
- ・補助の決定前に事業着手した場合（事業提案書の提出日以降に限る）も対象となりますが、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助希望額どおりとならない場合があります。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、事前に土地所有者等と相談を行ってください。（採択後に、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）

※1 1件あたり10万円以上の経費については、2者以上の見積書の添付が必要です。

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、郵送等での提出にご協力ください。

## ● 事業の流れ



## ● 事業の紹介・公表

提案いただいた事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会での公表を予定していますので、事業を提案される場合は、あらかじめご承知おきください。

## ● ご相談・ご応募先はこちらです！

担当する地域自治区

事務所

所在地

津有区・新道区  
春日区・諏訪区  
高土区

中部まちづくりセンター

〒943-0821

上越市土橋 1914-3 (上越市市民プラザ 2 階)

☎ 025-526-1690 (直通)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課

## 令和 3 年度 津有区地域活動支援事業の審査方法について

### ○ 事業採択までの流れ

①提案の取りまとめ ⇒ ②各委員へ事業提案書等を送付 ⇒ ③各委員が事業内容を確認 ⇒  
④ヒアリングで疑問点等を解消 ⇒ ⑤各委員が審査（基本審査・採択方針適合性の判定、共通  
審査基準に基づく採点）し、結果を事務局へ報告 ⇒ ⑥結果集計 ⇒ ⑦採択事業の決定

※網掛け部分は委員が行う作業

※④は第 2 回地域協議会、⑦は第 3 回地域協議会で実施

### ○ 審査方法

項目	内容	令和 3 年度の方針
基本審査判定 (○または×)	地域活動支援事業の目的に適合 しない事業とする基準 (=不採択の基準)	<u>委員の過半数</u> が本事業の趣旨に適 合しないと判断する事業は <u>不採択</u> とする。※過半数=7人以上
採択方針の 適合性判定 (○または×)	評価の低い事業とする基準 ※補助金を交付するため、一定の 基準を設ける	<u>委員の過半数</u> が採択方針の 8 つの テーマに適合しないと判断する事業。
共通審査基準に 基づく採点 (5点～1点)		共通審査基準 <u>5項目のうち、1つで も平均点が 2点未満</u> の事業。
採択事業の決定等	順位付けの方法	<u>共通審査基準の得点（平均点の合 計）が高い順</u> により行う。
	評価の低い事業の取扱い	<u>順位付けを行わず、協議会で採否を 協議</u> する。
その他	委員が事業提案者の場合の当該 事業の審査	<u>委員が事業提案者（提案団体の代表 者）の場合、当該事業に係る採点等の 審査から除外</u> する。ただし、構成員で あれば審査は可能とする。
	追加募集の実施	<u>残額に関わらず「追加募集」は実施 しない。</u>

## 自主的審議テーマの決定について

### 1. 自主的審議テーマ名（案）

「津有区の特長を生かした地域活性化策について」

### 2. 協議経過

#### 第 5 回地域協議会（令和 2 年 9 月 28 日）

- ・自身の町内の実態について、南部と北部のグループに分かれて情報交換を実施。

#### 第 6 回地域協議会（令和 2 年 10 月 26 日）

- ・身近な地域の課題や特徴について、南部と北部のグループに分かれて意見交換を実施。
- ※地域の特長として、「自然が豊かで災害が少ない」「歴史的な偉人を輩出している」などの意見があった。

#### 町内会長との意見交換会（令和 3 年 2 月 26 日）

- ・地域の課題や特長、必要な取組について、町内会長と意見交換を実施。
- ※必要な取組として、前島密翁の顕彰に関して「津有地区全体で盛り上げてほしい」「名所巡りなどを行い、市でも積極的に PR してほしい」などの意見が複数のグループからあった。

#### 第 9 回地域協議会（令和 3 年 3 月 22 日）

- ・町内会長との意見交換会の結果を踏まえて、今後の進め方を協議。

#### 【主な発言（審議テーマについて）】

- ・前島密翁に関連して地域のよさを伸ばしていく活動がよいと思う。そのほかの課題は非常に大きな問題であるため、自分たちで解決することは難しい。
  - ・地域の偉人巡りのように、歩いて回ってもらうようなプログラムを作ってはどうか。
  - ・前島密翁の顕彰について、下池部町内会以外にも関連の団体があったと思う。その団体も巻き込むことはできないのか。
- 「前島密翁を顕彰する会」という団体がある。中身的なことはこれから検討していくが、下池部町内会長からもその団体と一緒にやりたいという話が出ていた。先般の地域活動支援事業事前説明会でも、来年の献碑祭 100 周年に向けて何か提案したいという話をされていた。
- ・地域のよさを伸ばしていくことに関しては、明るい気持ちで話し合えると思う。やはり委員自身が前向きに楽しんで進めることが一番よいため、地域のよさを伸ばすことをテーマとしてはどうか。
  - ・来年が献碑祭 100 周年というせっかくのよい時期であるため、前島密翁に関して審議してはどうか。

⇒「前島密翁の顕彰を含めた地域のよさを伸ばす取組」について自主的審議することとした。

### 3.審議の進め方

#### ①審議の方向性

(例) 地域の偉人として前島密翁の顕彰について地域の機運を高める、あるいは地域外へ PR して観光産業へと繋げる 等

#### ②深掘りの方法

(例) 関係団体の活動状況の把握、前島密翁の生い立ちや活躍についての勉強会 等

### 【参考】過去の地域協議会での議論について

#### ■経過

##### ・H26.7 地域協議会

自主的審議テーマ設定に係る議論の中の一つに、「前島密を中心とした津有区の PR」という意見が上がった。

##### ・H26.12 町内会長との意見交換会

「前島密翁を顕彰する会」の方からお越しいただき、活動経過や今後の展望についてお話を伺った。その後意見交換を行い、生誕 180 周年記念事業の開催に向けて、地域も協力していくことを確認した。

##### ・H27 年度地域活動支援事業

「前島密翁生誕 180 年記念事業」として、津有地区地域づくり協議会が事業提案し、紙芝居とのぼり旗の作成を行った。

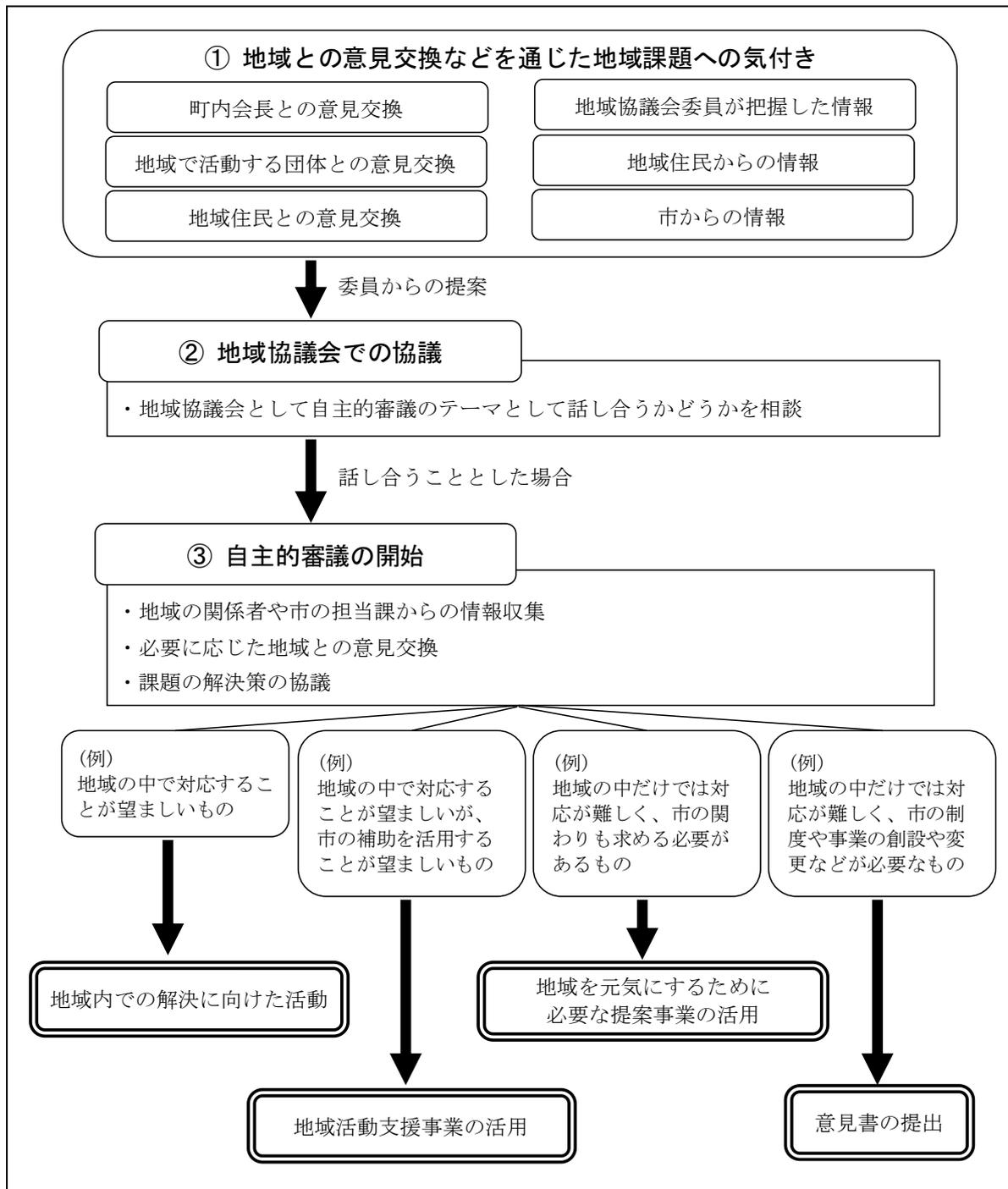
#### ■その後

「前島密を中心とした津有区の PR」については、津有地区地域づくり協議会が「前島密翁を顕彰する会」と協力して、のぼり旗や紙芝居の作成を行うに至ったことで、協議会として検討してきた内容が成果に結びついたとして、議論を終了した。

表 3：地域協議会で話し合われたテーマの例

テーマ	主な内容
区の魅力発見・発信について	交流人口の拡大や区内の住民が地域に愛着や誇りを持てるようにするために、区の魅力ある地域資源を発信する方法を検討する。
地域活動における人員不足について	人口減少や高齢化により、各地域において、活動に携わる人員確保が困難となっているため、今後も地域を守り育むための活動が継続できるよう方策を検討する。

図 5：自主的審議の流れ



項目	詳細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
自主的審議	研修				※(必要に応じて)会議運営に関する研修等	→								
	審議	【第1回協議会】 ○今後の進め方について検討						適宜			★研修、審議、意見交換等の中で見えてきた課題等を次年度の地域活動支援事業(募集要綱・採択方針等)に活かす。			
	地域との意見交換等										(反映)		地域協議会活動報告会	
地域活動支援事業	令和3年度事業	○提案募集(4/1~4/23)	○ヒアリング	○審査、採択	○課題等の洗い出し								地域活動支援事業事前説明会	
	令和4年度事業 ※予算成立が前提							(反映)			○募集要綱・採択方針等の決定(自主的審議の反映含む)	(反映)		○提案募集
その他	協議会だよりの発行(班回覧)			(反映)	○第66号(主な内容)地域活動支援事業の採択結果			○第67号(主な内容)活動状況報告 ※自主的審議の状況を踏まえて発行			○第68号(主な内容)新年のあいさつ・活動状況報告・事前説明会の開催告知		○特別号(地域活動支援事業応募の手引き)	
	市からの諮問・報告事項等		→											
	その他									※令和2年度は「地域協議会会長会議」を11月に開催				※令和2年度は「地域活動フォーラム」を3月に開催

【メモ】